



本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成 20 年 6 月 19 日

本宮市長 佐藤 嘉重

新		旧		地 番
大字	小字	大字	小字	
長屋	岫前	長屋	薄金内	字岫前 48 の 2、同 49 の 1、同 50 の 1 に隣接する道路である公有地の一部
			岫	字岫前 52 に隣接する道路である公有地の一部
			下井戸	2 の 9 の一部及びこれに隣接する道路である公有地の一部
	岫		22 の 1 の一部、52 の一部	
	下井戸		岫前	22 の 1 の一部
			中曽根	2 の 7、2 の 8、5 の 1、5 の 3、6 の 2、23 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
	大畑		長田	55 の 1、55 の 2
			猪子入	45 から 48 まで、50、51、54 の 3、56 の 2 の一部
			長田	107 の 2、107 の 3、115 の 2 から 115 の 4 まで、117 の 2 の一部
	猪子入		大畑	3 の一部、21 の一部
			長田	117 の 2 の一部